

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案新旧対照条文 目次

一	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（第一条関係）	1
二	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（第二条関係）	4
三	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（第二条関係）	95
四	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第三十九条関係）	104
五	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第四十条関係）	105
六	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（附則第四十一条関係）	107
七	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第四十二条関係）	109
八	会社法（平成十七年法律第八十六号）（附則第四十三条関係）	110
九	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第四十四条関係）	112

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）
 （第一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（貸付事業の運営に関する措置）</p> <p>第十三条 第十条第一項第四号の事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。</p> <p>（他の団体との関係）</p> <p>第十三条の二 （略）</p> <p>（貸付事業規約）</p> <p>第二十六条の四 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法及び貸付けの契約に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。</p> <p>（総会の議決事項）</p> <p>第四十三条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>6 第十条第一項第四号（貸付事業を除く。）の事業に係る第三項及び第四項の認可並びに貸付事業に係る第三項及び前項の認可について</p>	<p>（他の団体との関係）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>（総会の議決事項）</p> <p>第四十三条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第十条第一項第四号の事業に係る前二項の認可については第五十八条の規定を、当該事業以外の事業に係る前二項の認可については</p>

ては第五十八条の規定を、これらの事業以外の事業に係る第三項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。

7| (略)

(貸付事業を行う組合の純資産額)

第五十一条 貸付事業を行う組合（職域による消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。）の純資産額は、当該貸付事業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上でなければならない。

2| 前項の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。

3| 第一項の純資産額は、厚生労働省令で定めるところにより計算するものとする。

(剰余金等の積立)

第五十一条の二 (略)

第九十五条の二 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合が第二十六条の三第一項又は第二十六条の四に規定する規約に定めた特に重要な事項に違反した場合において、前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第四十三条第四項又は第五項の認可を取り消すことができる。

(行政罰)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

三の二 第二十六条の四の規定に違反したとき。

四〜八 (略)

八の二 第四十三条第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

同条及び第五十九条の規定を準用する。

6| (略)

(剰余金等の積立)

第五十一条 (略)

第九十五条の二 当該行政庁は、第十条第一項第四号の事業を行う組合が第二十六条の三第一項に規定する規約に定めた特に重要な事項に違反した場合において、前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第四十三条第四項の認可を取り消すことができる。

(行政罰)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一〜三 (略)

四〜八 (略)

八の二 第四十三条第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 (略)
十 第五十一条の二又は第五十二条の規定に違反したとき。
十一 十八 (略)

九 (略)
十 第五十一条又は第五十二条の規定に違反したとき。
十一 十八 (略)

○ 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（平成二十年四月一日から施行）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 事業（第九条―第十三条の二）</p> <p>第三章 組合員（第十四条―第二十五条の二）</p> <p>第四章 管理（第二十六条―第五十三条の三）</p> <p>第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更（第五十三条の四―第五十三条の十五）</p> <p>第四章の三 子会社等（第五十三条の十六―第五十三条の十九）</p> <p>第五章 設立（第五十四条―第六十一条の二）</p> <p>第六章 解散及び清算（第六十二条―第七十三条）</p> <p>第七章 登記（第七十四条―第九十二条）</p> <p>第八章 監督（第九十二条の二―第九十七条の四）</p> <p>第九章 罰則（第九十八条―第一百一条）</p> <p>附則</p> <p>（組合基準）</p> <p>第二条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（名称）</p>	<p>（組合基準）</p> <p>第二条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合の外、左の各号に掲げる要件を備えなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これをなすこと。</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（名称）</p>

第三条 (略)

2 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でない者は、その名称中に、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会であることを示す文字又はこれらと紛らわしい文字を用いてはならない。

3 (略)

(法人格)

第四条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。

(区域)

第五条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。ただし、職域による消費生活協同組合であつてやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地域による消費生活協同組合は、第十条第一項第一号の事業の実施のために必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができる。ただし、当該消費生活協同組合が同号の事業と同号の事業以外の事業とを併せ行う場合であつて、当該隣接する都府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

(最大奉仕の原則)

第九条 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

第三条 (略)

2 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会でない者は、その名称中に、消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会であることを示す文字又はこれらと紛らわしいことを示す文字を用いてはならない。

3 (略)

(法人格)

第四条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）は、法人とする。

(区域)

第五条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。但し、職域により消費生活協同組合で止むを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会（以下連合会という。）は、この限りでない。

(最大奉仕の原則)

第九条 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(事業の種類)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業(第六号及び第七号の事業を除く。)
- 三 五 (略)
- 六 組合員に対する医療に関する事業
- 七 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの
- 八 (略)

2 前項第四号の事業(以下「共済を図る事業」という。)のうち、

共済事業(組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に關し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は受託共済事業(共済事業を行つている組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業をいう。以下同じ。)を行う組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)その他厚生労働大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(厚生労働省令で定めるものに限る。)の事業を行うことができる。

3 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその収受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は

、第一項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

4 連合会は、第一項の事業のほか、会員たる組合の指導、連絡及び

(事業の種類)

第十条 組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業
- 三 五 (略)
- 六 (略)

2 連合会は、前項の事業の外、会員たる組合の指導、連絡及び調整

調整に関する事業を行うことができる。

(事業の利用)

第十二条 (略)

- 2 定款に特に定めのある場合を除くほか、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。
- 3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。
 - 一 組合がその組合員との間で自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)の契約を締結している場合において、その組合員が組合を脱退した場合その他組合員以外の者との間で責任共済の契約を継続することにつき正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合
 - 二 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合
 - 三 国又は地方公共団体の委託を受けて行う事業を利用させる場合
 - 四 特定の物品を供給する事業であつて、組合員以外の者にその事業を利用させることについて正当な理由があるものとして厚生労働省令で定める事業を利用させる場合
 - 五 組合が所有する体育施設その他の施設であつて、組合員の利用に支障のない範囲内で一般公衆の利用に供することが適当である施設として厚生労働省令で定める施設に該当するものを利用させる場合
- 4 組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員以外の者にその事業(第十条第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、次の各号に掲げる場合に限る。)を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同条第一項各号の事業(第三号に

に関する事業を行うことができる。

(事業の利用)

第十二条 (略)

- 2 定款に特に定めのある場合を除く外、組合員と同一の世帯に属する者は、組合の事業の利用については、これを組合員とみなす。
- 3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、厚生労働省令で定める正当な理由がある場合又は当該行政の許可を得た場合は、この限りでない。

において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業（ごとの利用分量の総額（前項ただし書の規定により当該事業を利用する組合員以外の者の利用分量の総額を除く。）の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとの利用分量の総額に対する割合は、同項各号の事業（第三号において同項第二号の事業に属する事業を厚生労働省令で定める場合にあつては、当該厚生労働省令で定める事業）ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。

一 職域による組合が、当該職域に係る者であつて厚生労働省令で定めるものに第十条第一項第一号の事業を利用させる場合

二 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合であつて行政庁の許可を得た場合

三 前二号に掲げる場合のほか、組合員以外の者にその事業を利用させることが適当と認められる事業として厚生労働省令で定める事業を厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合であつて行政庁の許可を得た場合

5| 行政庁は、前項第二号又は第三号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。次項において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第二号又は第三号の許可をしてはならない。

6| 行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業

4| 当該行政庁は、前項但書の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下本条において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同項但書の許可をしてはならない。

5| 当該行政庁は、必要があると認めるときは、第三項但書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場所に明示すること。

を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること。

二 第三項ただし書又は第四項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であることが不明りようである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

(共済契約)

第十二条の二 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。

2 前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことができる。

3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済代理店に

二 組合員であることが不明りようである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

ついで、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。））、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）」とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第八十七條第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定共済契約)

第十二条の三 共済事業を行う組合は、特定共済契約（金利、通貨の価格、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が、当該共済契約が締結されることにより当該利用者の取得することとなる第五十条の五に規定する共済金等の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある共済契約として厚生労働省令で定めるものをいう。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を共済代理店に委託してはならない。

2 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定共済契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定共済契約の締結の事業」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同法第三十七条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるの

は「次に掲げる事項その他消費生活協同組合法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第一号に規定する共済契約の契約条項のうち重要な事項」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定共済契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「利用者」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（消費生活協同組合法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定共済契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定共済契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定共済契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第

四項及び第四十三條の四」とあるのは「第三十七條の三（第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）及び第三十七條の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（貸付事業の運営に関する措置）

第十三條 共済を~~図る~~事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

（組合員の資格）

第十四條 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は、組合員となることできない。

一・二 （略）

2 地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者のほか、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者のほか、次に掲げる者であつてその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

一 その付近に住所を有する者

二 当該職域内に勤務していた者

4 職域による消費生活協同組合のうち、大学その他の厚生労働省令で定める学校を職域とするものにあつては、定款の定めるところに

（貸付事業の運営に関する措置）

第十三條 第十條第一項第四号の事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

（組合員の資格）

第十四條 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、法人は、組合員となることできない。

一・二 （略）

2 地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者の外、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者の外、その付近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

より、第一項第二号及び前項各号に掲げる者のほか、当該学校の学生を組合員とすることができる。

5 連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 (略)

二 他の法律により設立された協同組織体で、第二条第一項各号に掲げる要件を備え、かつ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの

(加入の自由)

第十五条 (略)

2 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(出資)

第十六条 (略)

2 組合員の出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、かつ、均一でなければならない。

3 一組合員の有することのできる出資口数は、組合員の総出資口数の四分の一を超えてはならない。ただし、第十条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号の事業のうちいずれかの事業を行う連合会の会員にあつては、この限りでない。

4 組合員は、出資金額の払込みについて相殺をもつて組合に対抗することができるできない。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

4 連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 (略)

二 他の法律により設立された協同組織体で、第二条第一項各号に掲げる要件を備え、且つ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの

(加入の自由)

第十五条 (略)

2 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(出資)

第十六条 (略)

2 組合員の出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、且つ、均一でなければならない。

3 一組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の四分の一を超えない範囲(第十条第一項第一号から第四号までの事業のうちいずれかの事業を行う連合会の会員にあつては、会員の総出資口数の二分の一を超えない範囲)において、定款これを定めなければならない。

4 組合員は、出資金額の払込について相殺をもつて組合に対抗することができるできない。

5 (略)

(議決権及び選挙権)

第十七条 (略)

2 組合員は、定款の定めるところにより、第三十八条第一項又は第二項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることできない。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第二十六条第三項第三号を除き、以下同じ。)により行うことができる。

4 5 6 (略)

(過怠金)

第十八条 組合は、組合員が出資の払込みを怠つたときは、定款の定めるところにより、その者に対して過怠金を課することができる。

(自由脱退)

第十九条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第二十条 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 5 三 (略)

2 除名は、次の各号のいずれかに該当する組合員につき、総会の議決によつてこれを行うことができる。この場合において、組合は、その総会の会日から五日前までに、その組合員に対しその旨を通知

第十七条 (略)

2 組合員は、定款の定めるところにより、第三十七条の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることできない。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

4 5 6 (略)

(過怠金)

第十八条 組合は、組合員が出資の払込みを怠つたときは、定款の定めるところにより、その者に対して過怠金を課することができる。

(自由脱退)

第十九条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一箇年を超えてはならない。

(法定脱退)

第二十条 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 5 三 (略)

2 除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれを行うことができる。この場合において組合は、その総会の会日から五日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、且つ

し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員
- 二 出資の払込みその他組合に対する義務を怠つた組合員
- 三 (略)

3 (略)

(払戻請求権)

第二十一条 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(脱退組合員の払込義務)

第二十二条 事業年度末において、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(払戻しの停止)

第二十四条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、第二十一条の規定による払戻しを停止することができる。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第二十五条の二 組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 加入の年月日
- 三 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2 組合は、組合員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合にお

、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
- 二 出資の払込その他組合に対する義務を怠つた組合員
- 三 (略)

3 (略)

(払戻請求権)

第二十一条 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(脱退組合員の払込義務)

第二十二条 事業年度の終にあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して、未払込出資額の全部又は一部の払込を請求することができる。

(払戻しの停止)

第二十四条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、第二十一条の規定による払戻しを停止することができる。

いては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 組合員名簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 組合員名簿が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（定款）

第二十六条 組合の定款には、次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 一六（略）

七 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定

八 第一回払込みの金額

九（略）

十 準備金の額及びその積立の方法に関する規定

十一 一五（略）

十六 公告方法（組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

十七 共済事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度

十八 一十九（略）

2 行政庁は、模範定款例を定めることができる。

3 組合は、公告方法として、当該組合の事務所の店頭に掲示する方法のほか、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

第二十六条 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 一六（略）

七 出資一口の金額及びその払込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度に関する規定

八 第一回払込の金額

九（略）

十 準備金の額及びその積立の方法に関する規定

十一 一五（略）

十六 公告の方法

十七 組合員の生活の共済を図る事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度

十八 一十九（略）

2 当該行政庁は、模範定款例を定めることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項第十七号の掛金及び共済金の最高限度を定めることができる。

<p>一 官報に掲載する方法</p> <p>二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法</p> <p>三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）</p>	<p>4 組合が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とすることを定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。</p>	<p>5 組合が電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。</p> <p>一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日</p> <p>二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日</p>	<p>6 組合が電子公告によりこの法律その他の法令の規定による公告をする場合については、会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条及び第九百五十五条の規定を準用する。この場合において、同法第九百四十条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これら」とあるのは、「消費生活協同組合法第二十六条第五項の規定にかかわらず、同項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>	<p>7 第一項に掲げる事項のほか、組合の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事</p>
	<p>4 前項の規定により厚生労働大臣が掛金及び共済金の最高限度を定めた場合において、組合は、厚生労働大臣の許可を受けたときは、同項に規定する最高限度によらないことができる。</p>	<p>5 地域又は職域が都道府県の区域内の組合に係る前項の規定による許可の申請は、当該都道府県の知事を経由して行わなければならない。</p>		

項でこの法律に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(共済事業規約)

第二十六条の三 組合は、共済事業を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

2 組合が責任共済又は責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「責任共済等」という。）の事業を行おうとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類ごと」に、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金」とあるのは、「その実施方法、共済契約及び共済掛金」とする。

(定款の備置き及び閲覧等)

第二十六条の五 組合は、定款及び規約（以下この条において「定款等」という。）をその各事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合において、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(共済事業規約)

第二十六条の三 組合は、第十条第一項第四号の事業（以下「共済を図る事業」という。）のうち、組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業（以下「共済事業」という。）を行おうとするときは、規約で、共済事業の種類ごとに、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を定めなければならない。

2 組合が自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）又は責任共済の契約によつて負う共済責任の再共済（以下「責任共済等」という。）の事業を行おうとする場合における前項の規定の適用については、同項中「共済事業の種類ごと」に、その実施方法、共済契約並びに共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項」とあるのは、「その実施方法、共済契約及び共済掛金の額の算出方法に関して厚生労働省令で定める事項」とする。

3 定款等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所（主たる事務所を除く。）における前項第二号に掲げる請求に
応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるも
のをとつている組合についての第一項の規定の適用については、同
項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

（役員選挙）

第二十八条 役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれ
を選挙する。ただし、組合設立当時の役員は、創立総会においてこ
れを選挙する。

2 理事は、組合員又は会員たる法人の役員でなければならぬ。た
だし、組合設立当時の理事は、組合員にならうとする者又は会員に
ならうとする法人の役員でなければならぬ。

3 特別の理由があるときには、理事の定数の三分の一以内を限り、
前項に該当しない者のうちから、これを選挙することができる。

4 その行う事業の規模が政令で定める基準を超える組合にあつては
、監事のうち一人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員た
る法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前五年
間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参
与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執
行役員若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

5 前項に規定する「子会社」とは、組合が総株主等の議決権（総株
主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において
決議することができる事項の全部につき議決権を行使することがで
きない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項
の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決
権を含む。）をいう。第四章の三において同じ。）の過半数を有す
る会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二
以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株

（役員選挙）

第二十八条 役員は、定款の定めるところにより、組合員又は会員た
る法人の役員のうちから、これを選挙する。但し、組合設立当時の
役員は、創立総会において、組合員にならうとする者又は会員にな
らうとする法人の役員のうちから、これを選挙する。

2 特別の理由があるときには、理事の定数の五分の一以内を限り、
前項に該当しない者のうちから、これを選挙することができる。

主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

6 第四項の組合は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

7 役員を選挙は、無記名投票によつて行う。

8 投票は、一人（第十七条第一項ただし書の規定により選挙権につき定款で別段の定めをする連合会にあつては、選挙権一個）につき一票とする。

9 第一項の規定にかかわらず、役員は、定款の定めるところにより、総会（組合設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

（役員補充）

第二十九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内にこれを補充しなければならない。

（組合と役員との関係）

第二十九条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

（役員資格等）

第二十九条の三 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に
取り扱われている者

三 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二十二号）第二十五号、第二百五十六号、第二百五十八号から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四

（役員補充）

第二十九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を越えるものが欠けたときは、一箇月以内にこれを補充しなければならない。

条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2 前項各号に掲げる者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができない。

（役員任期）

第三十条 理事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

2 監事の任期は、四年以内において定款で定める期間とする。

3 設立当時の役員任期は、前二項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 前三項の規定は、定款によつて、役員任期を任期中に終了する事業年度のうち最終のものに係る決算に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

（役員に欠員を生じた場合の措置）

第三十条の二 この法律又は定款で定めた役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、組合員その他の利害関係人の請求により又は職権で、一時役員職務を行うべき者を選任することができる。

（役員任期）

第三十条 役員任期は二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当時の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

(役員職務及び権限等)

第三十条の三 理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 理事については会社法第三百五十七条第一項、同法第三百六十条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び同法第三百六十一条の規定を、監事については同法第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百八十一条(第一項を除く。)、第三百八十二条、第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項並びに第三百八十四条から第三百八十八条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「監事」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「理事会」と、同法第三百八十四条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百八十八条中「監査役設置会社(監査役設置の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の権限等)

第三十条の四 組合は、理事会を置かなければならない。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

3 組合の業務の執行は、理事会が決する。

(理事会の決議)

第三十条の五 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合

以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

6 理事会の招集については、会社法第三百六十六条及び第三百六十八条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会の決議の省略)

第三十条の六 組合は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

(理事会の議事録)

第三十条の七 組合は、理事会の日(前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。次項において同じ。)から十年間、第三十条の五第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「

議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 組合は、理事会の日から五年間、議事録等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録等が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものとついでるときは、この限りでない。

3| 組合員は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一| 議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二| 議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4| 組合の債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、組合に対し、議事録等について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5| 裁判所は、前項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、組合又はその子会社(第二十八条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。)に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前項の許可をすることができない。

6| 第四項の許可については、会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第一号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(理事会への報告の省略)

第三十条の八 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に

報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(代表理事)

第三十条の九 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（以下この章において「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

4 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

5 代表理事については、第三十条の二並びに会社法第三百五十条及び第三百五十四条の規定を準用する。

(理事の自己契約等)

第三十一条の二 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

二 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第一号の取引については、適用しない。

3 第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員組合に対する損害賠償責任)

第三十一条の三 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 第一項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

4 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から当該役員がその在職中に組合から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として厚生労働省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、総会の決議によつて免除することができ

一 代表理事 六

二 代表理事以外の理事 四

三 監事 二

5 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

6 理事は、第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならぬ。

7 第四項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。

(役員^三の第三者^三に対する損害賠償責任)

第三十一条の四 役員^三がその職務^三を行う^三について悪意^三又は重大な過失^三があつたときは、当該役員^三は、これによつて第三者^三に生じた損害^三を賠償^三する責任^三を負^三う。

2 次^二の各号^二に掲げる者^二が、当該各号^二に定める行為^二をしたときも、前項^二と同様とする。ただし、その者が当該行為^二をすることについて注意^二を怠^二らなかつたことを証明^二したときは、この限りでない。

一 理事^一 次^一に掲げる行為

イ 第三十一条^イの七^イ第一項^イ及び第二項^イの規定^イにより作成^イすべきものに記載^イし、又は記録^イすべき重要な事項^イについての虚偽^イの記載^イ又は記録^イ

ロ 虚偽^ロの登記

ハ 虚偽^ハの公告

二 監事^二 監査報告^二に記載^二し、又は記録^二すべき重要な事項^二についての虚偽^二の記載^二又は記録^二

(役員^三の連帯責任)

第三十一条の五 役員^三が組合^三又は第三者^三に生じた損害^三を賠償^三する責任^三を負^三う場合^三において、他の役員^三も当該損害^三を賠償^三する責任^三を負^三うときは、これらの者^三は、連帯債務者^三とする。

(役員^三の責任^三を追及^三する訴え)

第三十一条の六 役員^三の責任^三を追及^三する訴え^三については、会社法^三第七編^三第二章^三第二節^三(第八百四十七^三条^三第二項^三、第八百四十九^三条^三第二項^三第二号^三及び第五項^三並びに第八百五十一^三条^三を除く。)の規定^三を準用^三する。この場合^三において、同法^三第八百四十七^三条^三第一項^三及び第四項^三中「法律^三省令^三」とあるのは「厚生労働省令^三」と、同法^三第八百五十^三条^三第四項^三中「第五十五^三条^三、第二百二十^三条^三第五項^三、第四百二十四^三条^三(第四百八十六^三条^三第四項^三において準用^三する場合を含む。)、第四百六十二^三条^三第三

項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、「第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「消費生活協同組合法第三十一条の第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（決算関係書類等の作成等）

第三十一条の七 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 組合は、決算関係書類を作成した時から十年間、当該決算関係書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

5 第二項の決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

6 前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（次条第一項の適用がある場合にあつては、同項の監査を受けたもの）は、理事会の承認を受けなければならない。

7 理事は、通常総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告及び次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

8 理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常

総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

9 組合は、各事業年度に係る決算関係書類等（決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告及び次条第一項の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。）をいう。以下この条において同じ。）を、通常総会の会日の二週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

10 組合は、決算関係書類等の写しを、通常総会の会日の二週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、決算関係書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものとつているときは、この限りでない。

11 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 決算関係書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 決算関係書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

12 組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。

第三十一条の八 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその事業の規模が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか

、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 前項に規定する会計監査人の監査を要する組合については、会社法第四百三十九条及び第四百四十四条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第四百三十九条並びに第四百四十四条第一項、第四項及び第六項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第一項中「その子会社」とあるのは「その子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、「作成することができる」とあるのは「作成しなればならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 会計監査人については、第二十九条の二並びに会社法第三百二十九条第一項、第三百三十七条、第三百三十八条第一項及び第二項、第三百三十九条、第三百四十条第一項から第三項まで、第三百四十四条第一項及び第二項、第三百四十五条第一項から第三項まで、第三百九十六条第一項から第五項まで、第三百九十七条第一項及び第二項、第三百九十八条第一項及び第二項並びに第三百九十九条第一項の規定を準用する。この場合において、同法第三百四十五条第一項及び第二項中「会計参与」とあるのは「会計監査人」と、同法第三百九十六条第一項及び第二項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 会計監査人の責任については、第三十一条の三から第三十一条の五までの規定を準用する。この場合において、第三十一条の三第四項第三号及び第三十一条の四第二項第二号中「監事」とあるのは「監事又は会計監査人」と、同号中「監査報告」とあるのは「監査報告又は会計監査報告」と、第三十一条の五中「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5 会計監査人の責任を追及する訴えについては、第三十一条の六の

規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十一条の九 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の一時会計監査人の職務を行うべき者については、会社法第三百三十七条及び第三百四十条第一項から第三項までの規定を準用する。

(会計帳簿等の作成等)

第三十二条 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

3 組合員は、総組合員の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ、この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(役員 の 解任)

第三十三条 組合員は、総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の連署をもつて、役員

(監事 の 組 合 代 表 権)

第三十二条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(監事 の 職 務)

第三十三条 監事の職務は左の通りとする。
一 組合の財産の状況を監査すること。

の解任を請求することができるとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求があつた場合には、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から十日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 前項の場合については、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したとき」とあるのは「第三十三条第一項の規定による役員解任の請求があつた場合」と、第三十六条第二項中「理事の職務を行う者が不在とき、又は前条第二項の請求があつた場合において、」とあるのは「第三十三条第一項の規定による役員解任の請求があつた場合において、理事の職務を行う者が不在とき又は」と読み替えるものとする。

（総会の招集）

第三十四条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第三十五条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的たる事

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行につき不整の点があることを発見したときは、これを総会又は当該行政庁に報告すること。

四 前号の報告をなすため必要があるときは、総会を招集すること。

（理事の通常総会招集）

第三十四条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

（理事の臨時総会招集）

第三十五条 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を

項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

3 (略)

4 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第三十六条 総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事が招集する。

2 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしたときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第三十七条 理事（理事以外が総会を招集する場合にあつては、その者。次条において「総会招集者」という。）は、総会を招集する場合に、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項各号に掲げる事項の決定は、前条第二項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十七条の二第四項の規定により監事が総会を招集するときを除き、理事会の決議によらなければならない。

第三十八条 総会を招集するには、総会招集者は、その総会の会日の十日前までに、組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 (略)

4 前項前段の電磁的方法（厚生労働省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

(監事の総会招集)

第三十六条 理事の職務を行う者がいないときは、総会の招集は、監事がこれを行う。

2 前条第二項の請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集手続)

第三十七条 理事は、総会を招集するときは、会日の少くとも五日前に会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つて、これを行しなければならない。

ばならない。

2 総会招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該総会招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

(通知又は催告)

第三十九条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて発すれば足りる。

2 (略)

(削る)

(削る)

(通知又は催告)

第三十八条 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあててことをもつて足りる。

2 (略)

(定款等の整備)

第三十九条 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めるときができる。

(書類の提出)

第四十条 理事は、通常総会の会日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めるときができる。

3 理事は、第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(削る)

(削る)

(総会の議決事項)

第四十条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 一六 (略)

(削る)

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

(役員解任)

第四十一条 役員は、定款の定めるところにより、総組合員の五分の一以上の請求により、任期中でも総会において、これを解任することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してこれをしなければならない。

3 前項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日から十日前までに、その役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(民法の準用)

第四十二条 理事には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「当該行政庁は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(総会の議決事項)

第四十三条 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 一六 (略)

七 借入金額の最高限度

<p>七 事業報告書並びに決算関係書類その他組合の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>八 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案</p>
<p>八 組合員の除名及び役員解任 九 連合会への加入又は脱退 十 その他定款で定める事項</p>	<p>九 組合員の除名及び役員解任 十 連合会への加入又は脱退 十一 その他定款で定める事項</p>
<p>二 総会においては、第三十八条第一項又は第二項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p>	<p>二 総会に於ては第三十七条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をなすことができる。但し、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p>
<p>三 規約の変更のうち、軽微な事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、定款で、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合において、総会の議決を経ることを要しない事項の範囲及び当該変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法を定款で定めなければならない。</p>	<p>三 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>
<p>四 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>五 第二十六条の三第一項に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	<p>四 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>五 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>
<p>六 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>	<p>五 第二十六条の四に規定する規約の設定、変更又は廃止は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>
<p>七 共済事業に係る第四項及び第五項の認可並びに貸付事業に係る第四項及び前項の認可については第五十八条の規定を、これらの事業以外の事業に係る第四項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。</p>	<p>六 第十条第一項第四号（貸付事業を除く。）の事業に係る第三項及び第四項の認可並びに貸付事業に係る第三項及び前項の認可については第五十八条の規定を、これらの事業に係る第三項の認可については同条及び第五十九条の規定を準用する。</p>
<p>八 組合は、第四項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。</p>	<p>七 組合は、第三項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を当該行政庁に届け出なければならない。</p>

(削る)

(総会の通常議決方法)

第四十一条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・3 (略)

(総会の特別議決方法)

第四十二条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 三 (略)

四 事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による共済事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による共済契約の全部の移転

五 第三十一条の三第四項(第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。)の規定による責任の免除

(役員の説明義務)

第四十三条 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならぬ。ただし、当該事項が総会の目的である事項に關しなものである場合、その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(延期又は統行の決議)

第四十四条 総会においてその延期又は統行について決議があつた場

い。

第四十四条 (略)

(総会の通常議決方法)

第四十五条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2・3 (略)

(総会の特別議決方法)

第四十六条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 三 (略)

四 第五十条の二第一項の規定による責任共済等の事業の全部の譲渡及び同条第二項の規定による責任共済等の共済契約の全部の移転

合には、第三十七条及び第三十八条の規定は、適用しない。

(総会の議事録)

第四十五条 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 組合は、総会の会日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 組合は、総会の会日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合において、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え)

第四十六条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等(当該各号の株主總會等が創立總會又は種類創立總會である場合にあつては、株主等、

設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは、「組合員、理事、監事又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総代会)

第四十七条 五百人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 (略)

3 総代の定数は、その選挙の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては、百人)以上でなければならぬ。

4 総代の選挙については、第二十八条第七項及び第八項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 (略)

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることができない。

第四十七条の二 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から十日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 組合員が総組合員の五分の一(これを下回る割合を定款で定められた場合にあつては、その割合)以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内に行なうなければならない。

3 前項の規定による書面の提出については、第三十五条第三項及び第四項の規定を準用する。

(総代会)

第四十七条 千人以上の組合員を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 (略)

3 総代の定数は少なくとも、百人以上でなければならない。

4 総代の任期は、定款でこれを定める。

5 (略)

6 総代会においては、解散及び合併の議決をすることができない。

4 第二項の請求の日から二週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

5 第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(家族の発言権)

第四十八条 消費生活協同組合の組合員と同一の世帯に属する者は、定款の定めるところにより、総会に出席し発言することができる。ただし、第十七条第二項の規定による場合を除くほか、議決権及び選挙権を有しない。

(出資一口の金額の減少の手続)

第四十九条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、これらをその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 前項の財産目録及び貸借対照表が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前項の財産目録及び貸借対照表が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

3 組合は、第一項の期間内に、債権者に対して、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（政令で定めるものを除く。）には、各別にこれを催告しなければならない。

一 出資一口の金額の減少の内容
二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

(家族の発言権)

第四十八条 消費生活協同組合の組合員と同一の世帯に属する者は、定款の定めるところにより、総会に出席し発言することができる。但し、第十七条第二項の規定による場合を除く外、議決権及び選挙権を有しない。

(減資手続)

第四十九条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れてゐる債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 前項第二号の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5 第三項の規定にかかわらず、組合が同項の規定による公告を、官報のほか、第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告方法によりするときは、第三項の規定による各別の催告は、することを要しない。

第四十九条の二 債権者が前条第三項第二号の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（出資一口の金額の減少の無効の訴え）

第五十条 組合の出資一口の金額の減少の無効の訴えについては、会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第五号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（共済事業の譲渡等）

第五十条の二 共済事業を行う組合が共済事業（この事業に附帯する

3 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

（減資に対する債権者の保護）
第五十条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（責任共済等の事業の譲渡等）

第五十条の二 責任共済等の事業を行う組合が責任共済等の事業（こ

事業を含む。以下この条において同じ。）の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

2 共済事業を行う組合は、総会の議決により契約をもつて責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができる。

3 共済事業を行う組合は、前項に規定する共済契約を移転する契約をもつて共済事業に係る財産を移転することを定めることができる。

4 第一項に規定する共済事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する共済事業に係る財産の移転については、第四十九条から前条までの規定を準用する。

5 第一項の規定により組合がその共済事業の全部若しくは一部を譲渡したとき、又は第二項の規定により組合がその共済事業に係る共済契約の全部を包括して移転したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(区分経理)

第五十条の三 共済事業を行う組合は、共済事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

2 共済事業のうち責任共済等の事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

3 第十条第一項第六号又は第七号の事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業（当該事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業であつ

の事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。

2 前項に規定する組合は、総会の議決により契約をもつて責任共済等の共済契約の全部を包括して、他の組合に移転することができる。

3 第一項に規定する組合は、前項に規定する共済契約を移転する契約をもつて責任共済等の事業に係る財産を移転することを定めることができる。

4 第一項に規定する責任共済等の事業の全部又は一部の譲渡及び前項に規定する責任共済等の事業に係る財産の移転については、第四十九条及び前条の規定を準用する。

5 第一項の規定により組合がその責任共済等の事業の全部を譲渡したとき又は第二項の規定により組合がその責任共済等の共済契約の全部を包括して移転したときは、遅滞なく、その旨を当該行政庁に届け出るとともに、責任共済等の事業を廃止するために必要な定款の変更をしなければならない。

(区分経理)

第五十条の三 共済を図る事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。ただし、共済を図る事業のうち共済事業を行つている組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受託して行う事業（以下「受託共済事業」という。）のうち厚生労働省令で定める規模以下のものは、この限りでない。

2 共済を図る事業のうち責任共済等の事業を行う組合は、当該事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

て厚生労働省令で定めるものを併せ行う場合には、当該併せ行う事業を含む。第五十一条の二において「医療福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

（共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止）

第五十条の四 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 地域又は職域が都道府県の区域内の組合に係る前項の承認の申請は、当該都道府県の知事を経由して行わなければならない。

（健全性の基準）

第五十条の五 行政庁は、共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合の経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金（以下「共済金等」という。）の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一 出資の総額、準備金の額その他の厚生労働省令で定めるものの額を用いて厚生労働省令で定めるところにより計算した額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の子測を超えるものに対応する額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額

（共済事業の健全かつ適切な運営の確保）

第五十条の六 共済事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定め

（共済を図る事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止）

第五十条の四 組合は、共済を図る事業（前条第一項ただし書に規定する受託共済事業を除く。以下この項において同じ。）に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済を図る事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 第二十六条第五項の規定は、前項の承認の申請に準用する。

るもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明、その共済事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その共済事業を第三者に委託する場合における当該共済事業の確な遂行その他の共済事業の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(責任準備金)

第五十条の七 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、厚生労働省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(削る)

(支払備金)

第五十条の八 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、共済金等で、共済契約に基づいて支払義務が発生したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものがある場合であつて、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支払備金を積み立てなければならない。

(価格変動準備金)

第五十条の九 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その

(責任準備金)

第五十条の五 共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(契約者割戻準備金)

第五十条の六 共済事業を行う組合は、第二十六条の三の規約に基づき当該事業年度における共済契約者に対して割戻しを行う場合は、厚生労働大臣の承認を得て、当該割戻しに要する金額を契約者割戻準備金として積み立てなければならない。

2 第二十六条第五項の規定は、前項の承認の申請に準用する。

所有する資産で第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものうちに、価格変動による損失が生じ得るものとして厚生労働省令で定める資産（次項において「特定資産」という。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、価格変動準備金を積み立てなければならぬ。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。）の額が特定資産の売買等による利益（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額をてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

（契約者割戻し）

第五十条の十 共済事業を行う組合は、契約者割戻し（共済契約者に対して、共済掛金及び共済掛金として收受する金銭を運用することによつて得られる収益のうち、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを第二十六条の三第一項の規約で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。）を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として厚生労働省令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 契約者割戻しに充てるための準備金の積立てその他契約者割戻しに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（共済計理人の選任等）

第五十条の十一 共済事業を行う組合（厚生労働省令で定める要件に

該当する組合を除く。)は、理事会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として厚生労働省令で定めるものに関与させなければならない。

2 共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければならない。

第五十条の十二 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、厚生労働省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

一 厚生労働省令で定める共済契約に係る責任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他厚生労働省令で定める事項

2 共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

3 行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十条の十三 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

(資産運用の方法等)

第五十条の十四 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の三第一項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及び割

(資産運用の方法等)

第五十条の七 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の三第一項の規定により共済を図る事業に係るものとして区分された経理に属するものを厚生労働省令で定める方法及び割合以外の方法及

合で運用してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 第五十条の四第二項の規定は、前項の承認の申請に準用する。

(医療福祉等事業に関する積立金)

第五十一条の二 組合は、医療福祉等事業に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 前項の積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(会計の原則)

第五十一条の三 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の積立て等)

第五十一条の四 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（共済事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一（共済事業を行う組合にあつては、出資総額）を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いてこれを取り崩してはならない。

4 組合は、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

5 前項の規定により繰り越した剰余金は、第十条第一項第五号の事業の費用に充てるものとする。ただし、その剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事

び割合で運用してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 第二十六条第五項の規定は、前項の承認の申請に準用する。

(剰余金等の積立)

第五十一条の二 組合は、定款に定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いてこれを取り崩してはならない。

4 組合は、第十条第一項第五号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

に係る援助その他の活動であつて組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充ててゐることを妨げない。

(剰余金の割戻し)

第五十二条 組合は、損失をてん補し、前条に定める金額を控除した後でなければ剰余金を割り戻してはならない。

2 剰余金の割戻しは、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応ずるほか、これを行つてはならない。

3 組合が組合員の利用分量に応じて剰余金の割戻しを行うときは、事業別にその率を定めることができる。

4 組合が払い込んだ出資額に応じて剰余金の割戻しを行うときは、年一割を超えてはならない。

(剰余金の払込充当)

第五十三条 組合は、組合員が期日の到来した出資の払込みを終るまで、その組合員に割り戻すべき剰余金をその払込みに充てることができる。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十三条の二 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所（主として共済事業以外の事業の用に供される事務所その他の厚生労働省令で定める事務所を除く。以下この条において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなればならない。

2 前項の組合が子会社その他当該組合と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者（以下「子会社等」という。）を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、同項の説明書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として厚生労働省令

(剰余金の割戻)

第五十二条 組合は、損失をてん補し、前条の定める金額を控除した後でなければ剰余金を割り戻してはならない。

2 剰余金の割戻しは、定款の定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払い込んだ出資額に応ずる外、これをなしてはならない。

3 組合が組合員の利用分量に応じて剰余金の割戻をなすときは、事業別にその率を定めることができる。

4 組合が払い込んだ出資額に応じて剰余金の割戻をなすときは、年一割を超えてはならない。

(剰余金の払込充当)

第五十三条 組合は、組合員が期日の到来した出資の払込を終るまで、その組合員に割り戻すべき剰余金をその払込に充てることができる。

で定めるものを当該組合及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前二項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項又は第二項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、組合の事務所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として厚生労働省令で定めるものをとることができる。この場合においては、これらの規定に規定する説明書類を、これらの規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 第一項の組合は、同項又は第二項に規定する事項のほか、共済事業の利用者が当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(財務基準)

第五十三条の三 (略)

第四章の二 共済契約に係る契約条件の変更

(契約条件の変更の申出)

第五十三条の四 共済事業を行う組合は、その業務又は財産の状況に照らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政庁に対し、当該組合に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)(について共済金額の削減その他の契約条項の変更(以下この章において「契約条件の変更」という。)を行う旨の申出をすることができる。

(財務基準)

第五十三条の二 (略)

2 前項の組合は、同項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければ共済事業の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約者等の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、書面をもつて示さなければならぬ。

3 行政庁は、第一項の申出に理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）
（その他の政令で定める共済契約をいう。）

（業務の停止等）

第五十三条の五 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

（契約条件の変更の限度）

第五十三条の六 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する共済契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によつて変更される共済金等の計算の基礎となる予定利率については、共済契約者等の保護の見地から共済事業を行う組合の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

（契約条件の変更の議決）

第五十三条の七 共済事業を行う組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第五十三条の四第三項の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決には、第四十二条の規定を準用する。

3 第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第三十八条第一項又は第二項の通知において、会議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を示さなければならない。

4 第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しその他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。

5 前項の方針については、その内容を定款に記載し、又は記録しなければならぬ。

(契約条件の変更ににおける総会の特別議決等に関する特例)

第五十三条の八 前条第一項の議決又はこれとともに行う第四十二条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る議決は、同条(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 前項の規定により仮にした議決(以下この条において「仮議決」という。)があつた場合においては、組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

(契約条件の変更に係る書面の備置き等)

第五十三条の九 共済事業を行う組合は、第五十三条の七第一項の議決を行うべき日の二週間前から第五十三条の十四第一項の規定によ

る公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項並びに第五十三条の七第四項の方針がある場合にあつてはその方針を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその各事務所に備え置かなければならない。

2 組合員及び共済契約者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該組合の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(共済調査人)

第五十三条の十 行政庁は、第五十三条の四第三項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2 前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に対して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

3 行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つていないと認めるときは、共済調査人を解任することができる。

4 共済調査人については、民事再生法第六十条及び第六十一条第一

項の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

- 5 前項において準用する民事再生法第六十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第五十三条の四第三項の規定による承認に係る組合（次条第一項及び第九十八条の七において「被調査組合」という。）の負担とする。

（共済調査人の調査等）

- 第五十三条の十一 共済調査人は、被調査組合の役員及び使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

- 2 共済調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公営団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（共済調査人の秘密保持義務）

- 第五十三条の十二 共済調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。共済調査人がその職を退いた後も、同様とする。

- 2 共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

（契約条件の変更に係る承認）

- 第五十三条の十三 共済事業を行う組合は、第五十三条の七第一項の議決があつた場合（第五十三条の八第三項の規定により第五十三条の七第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む。）には、

遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求めなければならない。

2 行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第五十三条の七第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なものであり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

第五十三条の十四 共済事業を行う組合は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第五十三条の七第一項の議決に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る共済契約者（以下この条において「変更対象契約者」という。）に対し、同項の議決に係る契約条件の変更の内容を、書面をもつて、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の厚生労働省令で定める書類並びに第五十三条の七第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として厚生労働省令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の

前項の厚生労働省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

(契約条件の変更の公告等)

第五十三条の十五 共済事業を行う組合は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の厚生労働省令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

2 前項の組合は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る共済契約者に対し、当該契約条件の変更後の共済契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第四章の三 子会社等

(共済事業兼業組合の子会社の範囲等)

第五十三条の十六 共済事業を行う消費生活協同組合（第十条第三項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた消費生活協同組合を除く。以下この条及び次条において「共済事業兼業組合」という。）は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該共済事業兼業組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る。次項において「子会社対象会社」という。）を除き、共済事業に相当する事業を行い、又は共済事業若しくは共済事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社を子会社としてはならない。

一 共済事業兼業組合の行う共済事業に従属する業務として厚生労働省令で定めるもの（第三項及び次条第一項において「共済兼業従属業務」という。）

二 共済事業兼業組合の行う共済事業に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定めるもの（次条第一項において「共済兼

業関連業務」という。）

2 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、共済事業兼業組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により当該共済事業兼業組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業兼業組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第一項の場合において、会社が主として共済事業兼業組合の行う事業のために共済兼業従属業務を営んでいるかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。

第五十三条の十七 共済事業兼業組合又はその子会社は、特定会社（共済事業に相当する事業を行い、又は共済事業若しくは共済事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（共済兼業従属業務又は共済兼業関連業務を専ら営む会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該特定会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、共済事業兼業組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の厚生労働省令で定める事由により、特定会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該共済事業兼業組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該共済事業兼業組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、行政庁がする同項の承認の対象には、共済事業兼業組合又はその子会社が特定会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該共済事業兼業組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 共済事業兼業組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる特定会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、当該各号に定める日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該共済事業兼業組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該共済事業兼業組合が第六十九条第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該共済事業兼業組合が存続する場合に限る。）
その合併の効力が生じた日

二 第六十九条第一項の認可を受けて当該共済事業兼業組合が合併により設立されたとき その設立された日

5 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に共済事業兼業組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる特定会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、当該各号に定める日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 共済事業兼業組合又はその子会社が、特定会社である国内の会社

の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該共済事業兼業組合が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、共済事業兼業組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（厚生労働省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

（共済事業專業組合の子会社の範囲等）

第五十三条の十八 第十条第三項の規定により同項の他の事業を行うことができないものとされた共済事業を行う組合（以下この条及び次条において「共済事業專業組合」という。）は、次に掲げる会社（次項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該共済事業專業組合の行う事業のためにその業務を営んでいるものに限る。）

イ 共済事業專業組合の行う事業に従属する業務として厚生労働省令で定めるもの（第三項及び次条第一項において「共済專業従属業務」という。）

ロ 共済事業專業組合の行う事業に付随し、又は関連する業務として厚生労働省令で定めるもの（次条第一項において「共済專業関連業務」という。）

二 前号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四